

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	教育委員会事務局 教育総務課
委託業務番号	令和5年度 教総委第97号
委託業務名称	湖北中学校南校舎等長寿命化改修工事監理業務委託
委託業務場所	長浜市湖北町速水
業務の概要	老朽化した湖北中学校南校舎等の長寿命化改修工事を円滑に進めるため、工事監理業務を委託するもの。
履行期間	契約締結日の翌日から 令和7年8月29日まで
契約年月日	令和6年3月4日
契約額(税込)	17,050,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市公園町8番36号 [商号又は名称] 株式会社環境空間設計
契約相手方の選定理由	<p>1. 本工事は、学校を通常運営しながらのライフライン等の更新を含めた大規模な改修工事となり、既設校舎、仮設校舎の工区分けにより工事の施工計画も複雑になることが想定される。設計業務を担当したものは、設計段階での調査により、既存の構造及び設備を熟知しているため、通常の学校運営に支障がないように工事請負者と施工計画を立てることができ、安全かつ円滑に事業を進めることができるとともに緊急事態があった場合の対応も迅速に対応できる。</p> <p>2. 本業務には、工事監理に関する業務だけでなく、設計図書を工事請負者に正確に伝える必要があることから、基本設計の段階より関係者との協議を重ね本業務に関して必要な知識・情報・資料を一元管理し、設計意図を詳細まで十分に把握している設計業者でなければ、工事目的物の設計瑕疵担保責任が不明確になるになる。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>